

羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

高石市土木部事業推進室駅周辺整備課

目 次

1. 業務の目的	P1
2. 委託業務の概要	P1
3. 公募型プロポーザルの概要	P1
4. スケジュールおよび手続き	P2
5. 参加資格要件	P8
6. 一次審査基準	P9
7. 二次審査基準	P12
8. 特記仕様書	P15
9. 参考見積書	P15
10. 契約締結	P15
11. 留意事項	P15
12. 関係資料	P16

1. 業務の目的

南海羽衣駅は乗降客数が2万人/日を超える本市の主要駅である。

令和6年に策定された「羽衣駅周辺整備基本計画」においては、「羽衣らしさを大切にしまちづくり」をコンセプトに、以下の事業目標が示されている。

- ・上質な空間整備と空間価値の継続的な向上（空間づくり）
- ・羽衣らしいシーンの創出（コトづくり）
- ・羽衣らしさの構築と発信（ヒトづくり）

本業務は、周回道路詳細設計及び駅前広場実施設計と合わせて、事業目標を達成するための市民活動体制を構築することも目的とした業務である。

2. 委託業務の概要

(1)委託業務の名称

羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託

(2)主な業務内容

- ・周回道路詳細設計
- ・駅前広場デザイン策定
- ・駅前広場実施設計
- ・ワークショップ開催
- ・測量業務

業務の詳細は別紙「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 特記仕様書」による

(3)履行期間

契約日（令和7年7月下旬予定） から 令和8年12月25日まで

(4)委託限度額

66,759,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 公募型プロポーザルの概要

本プロポーザルは、公共施設の設計に関する総合的な技術力等について、資格・実績による審査に加え技術提案による評価を行い、本業務の実施にあたり最も適した事業者を選定するために実施するものである。そのため技術提案内容はそのまま全てを業務に採用するとは限らず、最優秀提案者の決定後、発注者との協議により決定する。

事業者の選定にあたっては「羽衣駅前広場等整備実施設計業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、評価点の合計が最も高い応募者を、最優秀提案者として選定する。

4. スケジュールおよび手続き

実施内容		日程
(1)	プロポーザル実施要領等の配布期間	令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 6 月 20 日まで
(2)	参加表明書に関する質疑書の提出期間	令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 6 月 6 日まで
(3)	参加表明書に関する質疑の回答	令和 7 年 6 月 10 日
(4)	参加表明書提出期間	令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 6 月 20 日まで
(5)	一次審査（参加表明書等の審査）	
(6)	一次審査結果通知	令和 7 年 6 月 25 日
(7)	提案書に関する質疑書の提出期間	令和 7 年 6 月 26 日から令和 7 年 7 月 1 日まで
(8)	提案書に関する質疑の回答	令和 7 年 7 月 4 日
(9)	提案書の提出期間	令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 15 日まで
(10)	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 7 月 22 日
(11)	最優秀提案者の選定結果通知	令和 7 年 7 月 24 日予定
(12)	評価結果の公表	令和 7 年 8 月 1 日予定
【提出場所（事務局）】 高石市役所 土木部事業推進室 駅周辺整備課（高石市役所本館 2 階） 〒592-8585 高石市加茂 4 丁目 1-1 TEL072-275-6410（直通） E-mail e-ekishu@city.takaishi.lg.jp		

(1)プロポーザル実施要領等の配布

令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 6 月 20 日まで、次のウェブサイト内からのダウンロードにより配布する。

[高石市ホームページ内 羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 公募型プロポーザル]

<https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/ekishuhen/hagoromo/3770.html>

(2)参加表明書作成に関する質疑書の提出について

ア 受付期間：令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 6 月 6 日まで

イ 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 プロポーザル質疑書」と記載し、本文の先頭には「事業者名、所在地、電話番号、担当者名」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルはつけないこと。

(3) 参加表明書作成に関する質疑への回答

令和 7 年 6 月 10 日に、次のウェブサイト内にて回答を公表する。

[高石市ホームページ内 羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 公募型プロポーザル]

<https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/ekishuhen/hagoromo/3770.html>

(4)参加表明書の提出

1)参加表明書の提出方法及び提出資料

ア 提出期間：令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 6 月 20 日まで

イ 提出方法：事務局まで持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること）により提出すること。メールや FAX による受付は行わない。なお持参による提出の場合、受付時間は土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

ウ 提出書類

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式 1	参加表明書	A4	1 部
様式 2	企業の実績		
様式 3	管理技術者の資格・業務実績		
様式 4	担当技術者の資格・業務実績		
様式 5	照査技術者の資格・業務実績		
様式 A	共同企業体協定書（写し）		
様式 6	参加表明書チェックリスト		
－	各技術者の資格証等の写し※1		
以下については高石市契約規則第 6 条第 1 項に規定する入札参加資格に未登録の場合は提出すること。設計共同体での参加の場合、代表構成員のみで可。			
－	履歴事項全部証明書（写し可）	A4	1 部
－	直近年度の納税証明書（その 3 の 3）		
－	直近の財務諸表及び業務報告書の写し		

※1 配置予定技術者の要件となる資格については全ての資格証の写しを添付すること。

エ 電子データ

ウ「提出書類」一式の PDF データを記録した CD-R を 1 枚提出すること。

2)配置予定技術者について

ア 共通事項

配置技術者は、事業者（共同企業体の場合は構成事業者のいずれか）に公告日の 3 ヶ月以上前から直接雇用されているものとし、原則として業務完了まで配置技術者の変更はできない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

イ 管理技術者の要件

- ・業務の管理及び総括を行うこと。
- ・共同企業体での参加の場合、代表構成員と直接の雇用関係にあること。

- ・技術士（都市及び地方計画、または鉄道）及び技術士（道路）の資格を有していること。
- ・管理技術者は担当技術者と兼任することはできない。

ウ 担当技術者の要件

- ・担当技術者は成果物の作成に直接関わること。また以下の３部門について専任の担当技術者を配置すること。

（道路部門）

- ・技術士（道路）の資格を有していること。

（駅前広場部門）

- ・技術士（都市及び地方計画、または鉄道）の資格を有していること。

（住民参加型業務部門）

- ・駅前広場、都市公園または道路の計画または設計案の作成に際するワークショップ開催の実績を有する者。

エ 照査技術者の要件

- ・技術士（道路または都市及び地方計画または鉄道）の資格を有していること。

(5) 一次審査（参加表明書等の審査）

参加表明書等の提出書類に基づき「企業の評価」及び「技術者の評価」をもって採点し、評価点（100点満点）の高い者から上位３者を選定する。参加表明者が３者に満たない場合であっても本プロポーザルは成立するものとし、全参加表明者を選定する。

※採点基準は「6. 一次審査基準」による。

(6) 一次審査結果通知

一次審査の結果については、すべての参加表明者に対して選定・非選定をメール（[様式 1]参加表明書に記載されたメールアドレス宛）にて通知する。

※選定結果通知日：令和７年６月２５日

(7) 提案書に関する質疑書の提出

1)提出期間：令和７年６月２６日から令和７年７月１日午後５時３０分まで

2)提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 プロポーザル質疑書」と記載し、本文の先頭には「事業者名、所在地、電話番号、担当者名」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルはつけないこと。

(8) 提案書に関する質疑への回答

令和７年７月４日に、次のウェブサイト内にて回答を公表する。

[高石市ホームページ内 羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 公募型プロポーザル]

(9) 提案書の提出について

1) 提出方法

ア 提出期間：令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 15 日まで

（受付時間は土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

イ 提出方法：事務局に持参すること。電子メール・FAX による受付は行わない。

ウ 提出書類：

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式 7	提案書	A4	1 部
－	技術提案書	A3 (各テーマ 1 枚以内、 計 3 枚以内)	10 部
－	工程表 ※2	A3 (2 枚以内)	10 部
－	参考見積書	A4	1 部
様式 8	提案書のチェックリスト	A4	1 部

※2 工程表（任意様式）

技術提案書の内容を含めた全業務（道路設計、測量等も含む）について、業務全体のスケジュールを自由様式にて記入すること。

エ 電子データ：

ウ「提出書類」一式の PDF データを記録した CD-R を 1 枚提出すること。

2) 技術提案書（任意様式）の作成について

ア 技術提案書は、A3 用紙片面印刷で各テーマ 1 枚以内、計 3 枚以内で作成し、提案内容を文書で記載すること。また、記載内容を補完するため、写真、イラスト、スケッチ、イメージ図、模式図を使用してもよい。

イ 文字の大きさは 10pt 以上とする。ただし図表等を縮小して添付する場合は、判別可能な範囲で 10pt 以下でも可とする。

ウ 審査の公平性を確保するため、技術提案書内に企業名、地名、駅名、業務名等の提案者が特定できる情報は記載しないこと。事務局において審査上問題があると判断した場合は、当該箇所を黒塗り等した状態で審査を行う。

3) 技術提案書のテーマについて

技術提案書は「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 特記仕様書」および「羽衣駅周辺整備基

本計画」を踏まえ、次のテーマに基づき作成すること。

業務基本方針については、確実な業務遂行についての提案を求め、特定テーマ①から②については、独創性と実現性のある提案を求める。

技術提案書テーマ	
業務基本方針	周回道路・駅前広場実施設計、駅前広場デザイン、ワークショップ、測量業務等、複合する本業務委託について以下の項目について提案を求める。 ・本業務を取り組むにあたっての方針 ・本業務実施にあたっての課題・留意点とそれに対する対応方針 ・業務実施の内容・流れ ・業務実施体制
特定テーマ① 駅前広場デザインの策定方針・策定方法について	駅前広場デザイン（全般デザイン、工作物デザイン、維持管理・利活用デザイン）の具体的な策定方針、策定方法（ワークショップ活用等）について提案を求める。
特定テーマ② ワークショップの運営について	駅前広場デザイン、駅前広場や周回道路の実施設計への市民意見の反映、駅前広場の維持管理・利活用を公民連携で担う市民組織の構築につながる、ワークショップの企画・運営手法について提案を求める。

(10) 二次審査（プレゼンテーション審査）

1)実施概要

審査は技術提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案者の「企業・技術者の評価」、「技術提案書の評価」をもって採点し、総合評価点（100 点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。選定基準の詳細は「7. 二次審査基準」による。

2)プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは、提案書及びプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を用いて行う。プレゼンテーション資料は提案書を補足する資料であり、提案書に基づかない内容や具体的な設計図、提案者を特定できる内容を記載することができない。なお、それらに反するプレゼンテーションが実施された場合は、ただちにプレゼンテーション審査を中止し、評価を行わない。

プレゼンテーション審査は提案者が 20 分間のプレゼンテーションを行い、その後審査員によるヒアリングを 15 分間実施する。

ア 実施日時：令和 7 年 7 月 22 日[※時刻等の詳細は、一次審査結果とあわせて通知する。]

イ 実施場所：高石市役所内[※場所の詳細は、一次審査結果とあわせて通知する。]

ウ 準備物品：プレゼンテーションに必要な PC[※プロジェクター・スクリーン・HDMI ケーブルは事務局にて用意する。]

エ 出席者：3 名以内

(11) 最優秀提案者の選定結果通知

二次審査の結果については、すべての二次審査参加者にメール（[様式 7]提案書に記載されたメールアドレス宛）にて通知する。

選定結果通知日：令和 7 年 7 月 24 日

(12) 評価結果の公表

最優秀提案者を選定後、次のウェブサイト内にて結果を公表する。

[高石市ホームページ内 羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 公募型プロポーザルの結果]
<https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/ekishuhen/hagoromo/3770.html>

※公表する内容

- ・ 最優秀提案者名
- ・ 二次審査の点数

5. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、参加表明書提出時点で以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 高石市競争入札指名停止要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (4) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年高石市告示第 85 号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しているもの又は基準日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていないもの。
- (8) 大阪府内に本店、支店又は営業所があること。
- (9) 単独の事業者で参加する場合は、法人格を有するものであること。
- (10) 複数の事業者が共同企業体で参加する場合は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）は上記の参加資格要件((8)、(9)を除く)を満たしていること。
 - イ 構成事業者は、共同企業体協定書を締結すること。
 - ウ 構成事業者のうち、1 者が共同企業体を代表する事業者（以下「代表事業者」という。）として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申込み以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - エ 代表事業者は法人格を有し、大阪府内に本店、支店又は営業所があること。
 - オ 構成事業者が、他の共同企業体の構成事業者として参加することはできない。又、別途単独で参加することもできない。
- (11) 参加表明書の提出日から二次審査の結果を通知するまでの間に、上記(1)～(10)のうちいずれかを満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すものとする。

6. 一次審査基準

参加表明書等の提出資料をもとに、事業者や技術者の実績等を審査し上位 3 者を選定する。選定にあたっては、下表の配点に基づき、合計点の高い者から順に選定する。合計点が同一の事業者が複数生じたときは、3 者を超えて選定する場合がある。また、以降において記載する「過去 5 年間の業務実績」とは契約期間末日が令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの業務実績を対象とする。

[一次審査の配点表]

(1) 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
a. 企業 の 資 格・実績 [30 点]	①業務遂行技術力 【道路部門】	・過去 5 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1～2 件ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・同種業務は、「0.5km 以上の都市計画道路の実施設計」の業務と します。	
	②業務遂行技術力 【駅前広場部門】	・過去 5 年間に同種業務実績が基本設計 1 件以上かつ 実施設計 1 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1 件以上または類似業 務実績が 3 件以上ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とします。 ・同種業務は、「0.25ha 以上の駅前広場の基本設計もしくは実施設 計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構いません。 ・類似業務は、「①0.25ha 未満の駅前広場の基本設計もしくは実施 設計、または②0.25ha 以上の都市公園の基本設計もしくは実施設 計」の業務とします。	
	③業務遂行技術力 【住民参加型業務 部門】	・過去 5 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1 ～2 件ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・同種業務は、「駅前広場、都市公園または道路の計画または設計案 の作成に際するワークショップの開催」の業務とします。	
小計 (A)			/30 点

(2) 技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
a.管理技術者の実績等 [15 点]	①実務実績	・過去 5 年間に同種業務実績が基本設計 1 件以上かつ実施設計 1 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1 件以上または類似業務が 3 件以上ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とします。 ・同種業務は、「0.5km 以上の都市計画道路および 0.25ha 以上の駅前広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構いません。 ・類似業務は、「①0.5km 以上の都市計画道路および 0.25ha 未満の駅前広場の基本設計もしくは実施設計、または②0.5km 以上の都市計画道路および 0.25ha 以上の都市公園の基本設計もしくは実施設計」の業務とします。	
	②地域精通度	・過去 5 年間に大阪府内における業務実績がある場合	5 点
		・過去 5 年間に近畿圏内における業務実績がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
小計			/15 点
b.担当技術者の実績等【道路部門】 [15 点]	①実務実績	・過去 5 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1～2 件ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・同種業務は、「0.5km 以上の都市計画道路の実施設計」の業務とします。	
	②地域精通度	・過去 5 年間に大阪府内における業務実績がある場合	5 点
		・過去 5 年間に近畿圏内における業務実績がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
小計			/15 点
c.担当技術者の実績等【駅前広場部門】 [15 点]	①実務実績	・過去 5 年間に同種業務実績が基本設計 1 件以上かつ実施設計 1 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1 件以上または類似業務が 3 件以上ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点

		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とします。 ・同種業務は、「0.25ha 以上の駅前広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構いません。 ・類似業務は、「①0.25ha 未満の駅前広場の基本設計もしくは実施設計、または②0.25ha 以上の都市公園の基本設計もしくは実施設計」の業務とします。	
	②地域精通度	・過去 5 年間に大阪府内における業務実績がある場合	5 点
		・過去 5 年間に近畿圏内における業務実績がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	小計		
d.担当技術者の実績等【住民参加型業務部門】 [15 点]	①実務実績	・過去 5 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	10 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1～2 件ある場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・同種業務は、「駅前広場、都市公園または道路の計画または設計案の作成に際するワークショップの開催」の業務とします。	
	②地域精通度	・過去 5 年間に大阪府内における業務実績がある場合	5 点
		・過去 5 年間に近畿圏内における業務実績がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	小計		
e.照査技術者の実績等 [10 点]	①実務実績	・過去 5 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	5 点
		・過去 5 年間に同種業務実績が 1 ～2 件または類似業務実績が 3 件以上ある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とします。 ・【道路部門】もしくは【駅前広場部門】のいずれかの評価基準に準じて評価します。	
	②地域精通度	・過去 5 年間に大阪府内における業務実績がある場合	5 点
		・過去 5 年間に近畿圏内における業務実績がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	小計		
小計 (B)			/70 点

(3) 一次審査の得点

一次審査合計点 ((A) + (B))	/100 点
-----------------------	--------

7. 二次審査基準

一次審査の通過者は、技術提案書及びプレゼンテーションにより本業務の推進に有効な取り組み方針について提案する。二次審査では選定委員会において下表に基づき審査を行い、総合評価点が最も高い1者を最優秀提案者として決定する。

最高点を得た者が2者以上となった場合は、一次審査の評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。一次審査の評価点も同点であった場合は、参考見積金額の最も安価な者を選定し、参考見積金額も同額であった場合は、選定委員会の協議で決定する。

また、応募者が1者であった場合でも審査を行い、評価点が最低基準点を満たせば最優秀提案者として選定する。なお、評価点合計は100点とし、最低基準点は60点とする。

[二次審査の配点表]

(1) 業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
業務実施方針 [10 点]	①業務遂行の具体性	以下の内容について、端的で明確な記述がなされているか。 ・予算及び工程等の前提条件を踏まえて、基本計画等に基づく与条件の整理が適切で、取組方針が明確であるか ・課題・留意点に関する整理が適切で、その対応方策が具体的に示されているか ・実施設計において、コスト算定、工事発注のための詳細図を作成するため具体的な作業項目、工程、業務課題が示されているか		
		・上記の内容について理解度が高いと認められる場合	3 点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	2 点	
		・上記に該当しない場合	0 点	
		②実施手順	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合	2 点
			・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	1 点
			・上記に該当しない場合	0 点
	③工程の妥当性	・各工程で想定される業務量が工程に反映され、測量、実施設計の工程及びワークショップの実施工程が妥当である場合	3 点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	2 点	
		・上記に該当しない場合	0 点	
	④実施体制	・業務を遂行する上で、必要な専門性や経験を持つ人材を配置し、スケジュールどおりに業務を遂行出来る十分な体制が構築されている場合。	2 点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	1 点	
		・上記に該当しない場合	0 点	
小計(C)			/10 点	

(2) 技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
技術提案 [40 点]	特定テーマ① 駅前広場デザイン	羽衣駅周辺整備基本計画の第 2 章「駅前広場及び周回道路の基本整備プラン」を踏まえた上で、過度に華美にならず経済性を考慮した、「羽衣らしさ」を目指し、独創性と実現性のある提案となっているか	
		・非常に優れている	20 点
		・優れている	15 点
		・一定の検討がなされている	10 点
		・検討内容に不足がある	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	特定テーマ② ワークショップの運営	以下の内容について、明確な記述がなされているか ①ワークショップ参加者の募集方法に目的に応じた工夫があるか ②デザイン、実施設計へ市民意見を反映出来る運営になっているか ③維持管理・利活用を担う市民組織構築につながる運営になっているか	
		・上記①～③全てについて十分な工夫が認められる場合	20 点
		・上記①～③全てについて工夫が認められる場合	15 点
		・上記①～③のうち 2 項目に工夫が認められる場合	10 点
		・上記①～③のうち 1 項目に工夫が認められる場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	小計(D)		/40 点

(3) ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
ヒアリング [20 点]	①専門技術力	・説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分発揮出来ると認められる場合	10 点
		・技術提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	5 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	②取り組み姿勢	・取組意欲が強く感じられる場合	5 点
		・上記の評価対象に比べてやや不足がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
	③コミュニケーション能力	・設計及びワークショップ運営におけるコミュニケーション能力を有していると判断でき、質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合。	5 点
		・上記の評価対象に比べてやや不足がある場合	3 点
		・上記に該当しない場合	0 点
小計(E)			/20 点

(4) 参考見積

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積 [10 点]	業務コストの妥当性	配点×（全提案者中最低見積金額） ／（当該提案者見積金額）※3	10 点
	小計（F）		/10 点

※3 小数第 3 位を四捨五入の上、小数第 2 位まで算出する

(5) 二次審査の得点

一次審査合計点×20/100 + 小計（（C）+（D）+（E）+（F））	/100 点
--------------------------------------	--------

※審査においては各選定委員の合計点を平均し、小数第 2 位を四捨五入の上、小数第 1 位まで算出する。

8. 特記仕様書

別紙「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託 特記仕様書」による。

9. 参考見積書

特記仕様書に記載する業務内容に加え、技術提案書で提案する業務内容を含めた参考見積書を作成すること。金額は委託限度額以内で、様式は自由とするが特記仕様書の業務項目ごとに内訳が分かるよう記載すること。事業者の代表者印（共同企業体の場合は、構成員のすべての代表者印）を押印すること。

10. 契約締結

- (1) 最優秀提案者となった事業者は、速やかに本市と随意契約の締結に向けた協議を行い仕様書等を確定する。
- (2) 最優秀提案者との交渉が不調となった場合は、次点提案者と契約締結に向けた協議を行う。
- (3) 最優秀提案者（最優秀提案者との交渉が不調となった場合は、次点提案者）は、確定した仕様書等に基づき、見積書を作成すること。なお見積金額は提案書提出時の参考見積価格以下とする。ただし本市との協議の上で、提案内容を超える仕様書等の変更が生じる場合はこの限りでない。
- (4) 委託料の支払いは、令和 7 年度と令和 8 年度に分割して支払う。

令和 7 年度支払限度額：契約金額の 55%

令和 8 年度支払限度額：令和 7 年度支払済額を除く全額

11. 留意事項

(1) 欠格事項

- ア 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- イ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 期間内に必要書類の提出がなかった者。
- オ プレゼンテーション審査を欠席した者。

(2) 注意事項等

- ア 参加表明書及び提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は参加者の負担とする。
- イ 参加表明書及び提案書の提出後は、書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員からの要請があった場合はこの限りでない。
- ウ 提出された書類は、事業者の選定に必要な範囲において複製を作成することがある。また書類は返却しない。
- エ 提出された書類や審査結果は、高石市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる場合がある。

- オ 契約した事業者の技術提案書の著作権は高石市に帰属するものとし、その他については各事業者に帰属する。
- カ 最優秀提案者選定までの間に、提案者から選定委員に対して故意の接触があったと認められる場合は、当該提案者を選定対象から除外するものとする。
- キ 参加表明書を提出した以降において参加を辞退する場合は、参加表明書の事業者名を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

12. 関係資料

- (1) 羽衣駅周辺整備基本計画（令和 7 年 2 月）

<https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/ekishuhen/hagoromo/4504.html>